介護保険負担限度額認定申請書

年

月

日

(特養・老健・療養・短期)

清水町長

次のとおり関係書類を添えて、食費・民住費(滞在費)に係る負担限度類を由請します

人のこれり関係音利	貝とがんし、	尺貝	/ 山 山 貝	具工(印)	こうできる	只归似及假位	2 丁明	しょり。		
フリガナ						被保険者番	号			
被保険者氏名					印	個人番号				
性 別		男	•	女		生年月日		年	月	日生
住 所	₹	_				連絡名	先			
介護保険施設の所在 地及び名称 (※)	<u></u>	_				連絡	先			
入所する居室の種別	1. ユニ	ット型個	室	2. ユニ	ット型個室的	的多床室	3. 従	来型個室	4	. 多床室
入 所 (院) 年月日 (※)		年	月	目 (R険施設に入所 を利用している				ショートス

配	配偶者の有無	7	す・	無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。						
偶者に関す	フリガナ 氏 名				生年月日		年	月	日生		
	課税状況 市町村民		課税	 非課税 	個人番号						
る事	住 所	〒 -	-			連絡	先				
項	本年1月1日現 (現在異なる		<u> </u>			連絡	先				

		生活保証	蒦受給者 /	市町村民	税世制	帯非課税である	老齢福祉年金受給者					
収入・		金収入り	民税世帯非認 こ係る所得8 80.9 万円以	頁を控除した								
預貯金		金収入	民税世帯非認 こ係る所得8 80.9 万円を	頁を控除した	下記以下	預貯金、有価証券等の金額の合計が 下記以下です。 単身 550 万円、夫婦 1,550 万円※2						
等に関す		市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額から課税年金収入に係る所得額を控除した額と【遺族年金※1・障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。 (受給している年金に〇をつけてください)								です。	等の金額の合計が 帰 1,500 万円※2	
る申		給している全ての年金の保険 に○をつけてください				日本年金機構	本年金機構地方公務員共済			員共済	私学共済	
- 出	預.	貯金額			円	有価証券 (評価概算額)		円	その他 (現金・負債 を含む)	(※内容を記)※ 円 記入してください]

- ※1 募婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。
- ※2 預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

1 111 11 17	7113(1111111111111111111111111111111111			
申請者 氏名	(本人との関係)	連絡先	(自宅・勤務先)
申請者住所	〒 −			

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) この申請書における「合計所得金額」については、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得については所得税法第28 条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による所得金額調整控除が行われている場合には、その控 除前の金額)から 10万円を控除して得た額によるものとし、長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、当該特別控除 額を控除した額とします。
- (3) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (4) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (5) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及 び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

同意書

清水町長 様

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者 又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び 配偶者(内縁関係の者を含む)。以下同じ。)の課税状況及び保有する預貯金 並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴町長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

<本 人>

住 所

氏 名 印

<配偶者>

住 所

氏 名 印